

### (3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

#### ○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に  
対して報酬を支払われることを内容とする契約**のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や  
報酬が確認できるものが申請には必要となります。

#### ○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

#### ○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

#### ○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、 発注者から一定の指定を受けていること

##### 例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日など）

#### ○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
- ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの  
など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

### (4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をするために、業務委託 契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

#### ○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことを行います。  
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

#### ○ 業務を行うことができなかつた日が、小学校等の臨時休業等の期間中で あって、小学校等の開校日や、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み、 夏休み等）ではないこと

※ ただし、開校日であっても新型コロナウイルス感染症に関する対応として行われる授業時間  
短縮日等に子どもの世話をを行う場合は臨時休業の一環として支援対象になります。また、上記  
(2) ②の子ども（感染者等）の世話をを行う場合は、臨時休業にかかわらず、小学校等の開校  
日、休校が予定されていた日でも、対象になります。

#### ○ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

臨時休業 個人委託

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999 (受付時間：9:00~21:00) ※土日・祝日含む

#### ○ 申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者） に郵送（配達記録が残るもの）してください。

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）  
<支援金HP> [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

※ 4月1日以降分の日額引上げ(4,100円→7,500円)前に既に申請された方には日額7,500円で計算した  
額を、日額4,100円で支払済の方には7,500円との差額を支払います。別途の申請は必要ありません。

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、申請者に個人情報を電話で問い合わせたり、  
支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

※ 持続化給付金、特別定額給付金との併給は可能です。

※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付  
制度」の特例もご活用ください。